

危機管理マニュアル目次

I 危機管理における指揮権

- 1 基本的指揮権
- 2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
- 3 お散歩等の園外保育における指揮権順位（遠足）
- 4 イベント等特殊な状況

II 危機における対応と予防

- 1 地震発生時における対応と予防
- 2 火災時における対応
- 3 その他の自然災害における対応と予防

危機管理マニュアル

はじめに

このマニュアルは社会福祉法人 長崎北保育園消防防災計画に基づき※長崎北保育園・長崎北児童館・長崎北児童クラブ・長崎北陽クラブにおける全ての職員が火災、災害、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は 予防するために必要な事項を定めて、入所児童・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

※これからの記述より長崎北保育園の名称は長崎北児童館・長崎北児童クラブ・長崎北陽クラブを含むとする。

危機の定義と摘要

保育園における危機とは、火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通 事故、その他の事故、事件等において、入所児童及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

その範囲は、長崎北保育の全ての職員に対して、施設及び敷地の内 外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての入所児童を保護者 に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危機発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、児童・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者で、順位としては次の各号通りとする。

- ① 理事長・理事会
- ② 園長
- ③ 副園長
- ④ 主任
- ⑤ 各クラスチーフ、給食チーフ

指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルのⅡ章及びⅢ章の対応を規範に的確な指示を職員に伝えること

2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

(1) 長崎北保育園本園

- ① 理事長 ② 園長 ③ 各クラスチーフ、給食チーフ

※ 複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

(2) お散歩等の園外保育における指揮権順位（遠足）

- (1) 遠足 ①園長 ②主任 ③学年リーダー保育士
- (2) 合宿 ①園長 ②主任 ③学年リーダー保育士
- (3) 散歩 ①引率の担任

(3) イベント等特殊な状況

運動会、もちつき、夜見世、お遊戯会、卒園式、龍踊り出演など大勢で行う場合は（１）、クラスの保護者会やレクリエーションなどは（２）を適用

- (1) 全体 ①理事長 ②園長 ③副園長
- (2) ①主任 ②学年リーダー保育士

Ⅱ 危機における対応と予防

(1) 予防（事前の環境整備）

① 避難訓練実施計画

月1回の避難訓練を通じて緊急対応の仕方を確認する。また、不備な点や設備点検を行い修繕、改善に努める。

② 保護者への事前連絡

I 保護者へは、事前に緊急時における保育園の対応及び避難先を周知する。

II 保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに保育園において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

③ 施設設備の点検等

I 地震時に、転倒しやすい家具・電化製品・備品など転倒防止がなされているか点検する。

II 地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。

III 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。

IV 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。

V 保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。

VI 緊急時連絡掲示用の掲示を用意しておく。

大地震発生時の対応

① 園舎内（遊び・食事・午睡）で地震がおきた場合

- I 避難誘導・救護係（保育士）は、園児に安心できるような言葉をかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- II 避難誘導・救護係（保育士）は、積木・ピアノ・窓ガラス、その他倒れやすいものなどから園児を遠ざける。
- III 園児及び職員は、机やロッカーなどの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
- IV 避難誘導・救護係（保育士）は、園児が眠っているときは、落下物から身を守る対応をする（毛布・布団等を利用する。）
- V 職員は、できるだけ、速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- VI 乳児など介助を必要とする園児は、職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
- VII 揺れが収まったら、一時園庭へ避難し、全園児と職員の安全と人数の確認を行い、初動消火係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、園長又は代理へ報告する。
- VIII 救護係（保育士）は指示があるまで園庭で座って待機する。施設内には安全が確認できるまでは立ち入らない。
- IX 主任、チーフは、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

② 園舎外（プール・園庭・屋上）

- I 園庭では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。
- II 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- III プールでは、すばやく水からあげ、できるだけ中央の安全な場所に集合させ、座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。
- IV 屋上では揺れが収まるまで全員座って体を確保し、その後施設内が安全か、どうか様子をみてから園庭へ避難をする。
- V どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに担任は、担当教室の園児の安全確認を行い、園庭にて指示があるまで一時待機すること。（建物や倒れそうな建物から離れ安全を確保）

③ 園外保育（散歩）

- I 揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確認をする。
- II 切れた電線には絶対触らないよう園児に注意する。
- III ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
- IV 携帯電話で保育園に連絡を入れ、必要な場合は保育園に応援を要請する、連絡が付かない場合は、保育士補助職員が保育園に応援を求める。担任は園児とともに近隣の安全な場所で待機する。
- V 全員が無事で自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に園に戻る。

④ 園外保育（遠足等）

- I 目的地の状況を把握する。
- II 地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。
- III 《園外保育中》園児の安全第一に対応し、落ち着いて行動する。
- IV 《園外保育中》園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて保育園に連絡を入れる。災害が状況により応援を求めるなどをして、保育園に帰る。連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。
- V 《目的地までの途中》バス等乗り物に乗っている場合は、運転手・添乗員の指示に従う。
- VI 《目的地までの途中》徒歩の場合は、近くの安全と思われる場所に避難する。
- VII 《目的地までの途中》ビルの窓ガラスの破片等落下物に注意する。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので充分注意する。

⑤ 朝夕保育中（朝）

早朝の受け入れ時間帯は、職員数が少なく、異年齢集団であり、保護者の出入りがはげしい等、非常に流動的な状況である。このことを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には園舎内（遊び・食事・午睡）で地震がおきた場合を参考とし、そのほか注意すべきを以下の通りとする。

- I 居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- II 登園している園児の氏名や人数等を朝保育出席簿等で把握・確認して記録する。
- III 臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
- IV 随時出勤してきた職員は、担当部署に速やかに応援に入る。
- V 園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
- VI 保育園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は、自己の安全を優先しつつ、速やかに保育園へ応援に戻ることとする。

⑤ 朝夕保育中（夕）

夕方の保育時間帯は、当日担当の職員引き継ぎ後は室内園庭等に分かれての保育であり、異年齢集団で、保護者の出入りがはげしい等、非常に流動的な状況である。このことを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には園舎内（遊び・食事・午睡）で地震がおきた場合を参考とし、そのほか注意すべきを以下の通りとする。

- I 居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- II 残っている園児の氏名や人数等をお迎え時間記入表等で把握・確認して記録する。

Ⅲ臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。

Ⅳ揺れが収まった時点で園内にいる職員は、当日の担当以外でも直ちに園児の安全の応援態勢に入り園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。

Ⅴ園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。

Ⅵ保育園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は自己の安全を優先しつつ、速やかに保育園へ応援に戻ることとする。

⑥ 延長保育中

延長保育時間帯は、0才から5才までの、異年齢集団であるため、より細やかに安全確保を行う。また、勤務している職員も少ないことから計画的な震災対応を普段より計画して職員に周知徹底することが望ましい。

Ⅰ居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。

Ⅱ揺れが収まり次第、延長出席簿にて子供の人数及び安全確認を行う。

Ⅲ臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。

Ⅳ揺れが収まった後、事務所に連絡し、応援を待ち、園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。

Ⅴ園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。

Ⅶ保育園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は自己の安全を優先しつつ、速やかに保育園へ応援に戻ることとする。

Ⅷ全ての職員は翌日以降の勤務や業務に関する確認を保育園に行う（電話や徒歩等にて）

⑦ 園児の引き渡し

大地震が起きた場合、園児はすみやかに保護者に引き渡す。

⑧ 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育園において原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救援所へ移動する。

Ⅰ夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時は、地区の避難場所へ避難し、そこで保護する。その場合、園長又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。

Ⅱ園児を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、保育園の備蓄食料品で、できる限り対応する。

Ⅲ職員は、残留する園児の数、その他必要な事項を、記録し園長に報告する。

Ⅳ保育園で震災後24時間が経過し、かつ親の安否が確認できない場合や、近隣県の親族が引き取りに来られない場合は、災害遺児として広域避難地に移送する。

⑨ 避難

大地震が起きてもすぐに保育園を離れるのではなく、保育園や周囲が火災発生したり、そのおそれがある時や園舎の被災が大きく危険であると判断した時に、地区の避難所や行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する

I 震災救援所への避難 保育園より避難の際は、寺川内公園や北陽公園を一時避難所とし状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し、園児を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。

II 広域避難場所などへの避難 周囲に大火災が発生した場合、原則として収容避難所（北陽小体育館）に行き、そこから地域の人と一緒に防災市民組織や消防・警察等の誘導により、他の震災救援所や広域 避難場所に避難する。

III 保育園を離れる際の注意 保育園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず、行き先がわかるように正門及び建物などに掲示をする。

⑩ 園児又は職員が負傷した場合

I 応急処置は、日頃より園に備えてある救急薬品で手当する。

II 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、医療救護所で手当を受ける。

III さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政が指定の後方医療施設に搬送され、治療を受ける。

火災発生時の対応

① 発生時の基本的なながれ

火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導 → 初期消火

② 保育中に火災が発生した場合

I 火災の発生を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。

II 知らせを受けた職員は、すみやかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる。

III 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。

IV 各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。

V 消防署への通報 VI 子どもの避難誘導（子どもの人数の把握及び責任者への報告）

VII 地域住民・関係機関への連絡

VIII 落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないように努める。

IX 出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。

X 安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。

（保護者の緊急連絡網及び園児居住地一覧は必ず持って避難する。）

XI 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し今後の対応について相談する。

その他の自然災害における対応と予防

(1) 風水害及び台風

① 保育園で保育中に風水害及び台風が発生した場合

I 強風や大雨の際は、保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。

II 風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものなどを点検し、撤去する。

Ⅲ漏水等を発見したら速やかに事務所へ報告する。

Ⅳ午睡時は、窓からできるだけ離れた場所で寝るよう配慮する。

Ⅴ停電の可能性も視野に入れ懐中電灯も確認と点検をする。

② 保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

Ⅰ 出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。

Ⅱ 交通機関を利用する職員で災害等で交通機関が不通になった場合は、できるだけ保育園に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。

Ⅲ園児の受け入れは、基本的に園の施設に異常がなければ、通常の保育を行うが、早めのお迎えに協力してもらうよう保護者に声をかける。

③ 風水害等により施設に被害が出た場合

Ⅰ 風水害等により施設に被害が出た場合、園児の安全を最優先に被害のない箇所にて保育を行い、できるだけ早く保護者にお迎えの連絡をして引き渡すこと。

Ⅱ 翌日以降の保育園の業務について園長は、速やかに決断して保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡すること。

④ 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育園で園児を保護する。